明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（六五）　四
〔政　令〕
○農林水産省組織令等の一部を改正する政令（三一九）　三〇
○独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（三二〇）　三五
○競馬法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三二一）　三七
○競馬法施行令及び日本中央競馬会法施行令の一部を改正する政令（三二二）　三八
○がん登録等の推進に関する法律施行令（三二三）　三八
〔省　令〕
○がん登録等の推進に関する法律施行規則（厚生労働一三七）　三〇
〔官庁報告〕
官庁事項
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について（農林水産省）　三一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三二
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、第三十七回（平成二十七年度）エネルギー管理士試験合格者、日本弁護士連合会懲戒処分取消訴訟の判決確定・懲戒の処分関係　四四
地方公共団体
教育職員免許状失効、教育職員免許状取上げ処分関係　六七
会社その他
会社決算公告　六七

本号で公布された法令のあらまし

◇個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（法律第六五号）（内閣官房）

一　個人情報の保護に関する法律の一部改正関係

1　目的

この法律は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

定義に関することとして、次に掲げるものを規定することとした。（第二条関係）

㈠　個人識別符号

㈡　要配慮個人情報

㈢　個人情報データベース等から利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除くこと

㈣　個人情報取扱事業者からその取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者を除く旨の規定を削ること

㈤　匿名加工情報

㈥　匿名加工情報取扱事業者

3　国及び地方公共団体の責務等

政府は、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとした。（第二条関係）

4　個人情報取扱事業者の義務

個人情報取扱事業者の義務として、次に掲げるものを規定することとした。（第二条関係）

㈠　利用目的の特定

㈡　適正な取得

㈢　データ内容の正確性の確保等

㈣　第三者提供の制限

㈤　外国にある第三者への提供の制限

㈥　第三者提供に係る記録の作成等

㈦　第三者提供を受ける際の確認等

㈧　開示等

5　匿名加工情報取扱事業者等の義務

匿名加工情報取扱事業者等の義務として、次に掲げるものを規定することとした。（第二条関係）

㈠　匿名加工情報の作成等

㈡　匿名加工情報の提供

㈢　識別行為の禁止

㈣　安全管理措置等

6　監督

監督に関することとして、次に掲げるものを規定することとした。（第二条関係）

㈠　個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者の監督を個人情報保護委員会が行うこと

㈡　報告及び立入検査

㈢　指導及び助言

㈣　権限の委任

㈤　事業所管大臣の請求

7　民間団体による個人情報の保護の推進

民間団体による個人情報の保護の推進に関することとして、認定個人情報保護団体の認定及び監督主体を個人情報保護委員会に改め、個人情報保護指針について規定することとした。（第二条関係）

8　個人情報保護委員会

個人情報保護委員会に関することとして、設置、任務、所掌事務、組織等について規定することとした。（第一条及び第二条関係）

9　雑則

適用範囲や外国執行当局への情報提供について規定することとした。（第二条関係）

10　罰則

個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときの罰則について規定することとした。（第二条関係）

11　その他

その他所要の規定の整備をすることとした。